

## 1 使用できる場合について

総社市立学校管理規則（以下「規則」という）第27条により許可された場合は使用できますが、規則28条、規則29条により許可されない場合や、取り消しになる場合があります。詳しくは規則によりますが、主には次のような条件になります。

- ① 学校・園の教育上支障がないこと。
- ② 使用目的が、公共の福祉に反したり、私的営利を目的にしたりしないこと。
- ③ 施設を損傷する恐れがないこと。

## 2 使用可能な施設について

原則として、1に示した条件を満たしている、使用可能な施設であれば申請することができます。

※いつ使用できるかは、学校・園に問い合わせしてください。

## 3 使用手続きについて

- ① 希望日時、場所等を学校・園に問い合わせ、使用可能かどうか確認してください。
- ② 使用可能であれば、学校・園にある使用願に必要事項を記入して、**原則として使用開始日の2週間前までに**使用しようとする学校・園へ提出してください。

但し、早すぎる時期だと学校・園が教育活動の見通しが立っていないため、使用可能かどうか許可を出しにくい場合があります。早くておよそ、希望日時の3ヶ月前からと考えてください。それより早い予約が必要な場合は、学校・園に相談してください。（変更もあり得る予約と考えてください。）

※次のような場合、使用願を受理しかねますのでご注意ください。

1. **使用希望日1週間前を過ぎて使用願を提出した場合**
2. **学校・園を介さずに教育委員会やスポーツ振興課に直接、使用願を提出された場合**

## 4 長期使用（1年間使用）・短期使用（1日～3ヶ月間使用）について

原則、1回の申請で申請できる期間は、最長で3ヶ月（短期使用）となります。主に短期使用での申請になります。

また、短期使用を継続的に利用した場合、最長で1年間（長期使用）の申請が可能になります。長期使用の対象になる方には、スポーツ振興課の方から長期使用への変更の案内を連絡致します。

※なお、施設が空いてない場合は、短期使用を継続的に使用されていても長期使用ができない場合があります。

- ・短期使用の場合、自動更新ではございませんので学校の方に手続きの問い合わせをしてください。
- ・長期使用の場合、更新のご案内をスポーツ振興課から連絡致します。

## 5 使用願の書類と使用料について

- ① 用紙は、「学校施設使用願」と「学校施設使用料減免申請書」の2種類があります。次の減免条件に該当する場合で、減免を希望される方は減免申請書を併せて提出してください。

### ② 使用料減免基準

- ・官公庁及びこれに準ずる団体が使用・後援等をする場合
- ・地元団体が、本来の活動目的のために使用する場合（自治会、婦人会、敬老会、スポ少、消防団など）
- ・体育協会関係団体が、大会等体育行事のために使用する場合（練習は除きます）
- ・教育関係団体が、本来の活動目的のため使用する場合（子ども会、PTAなど）
- ・福祉の増進を目的とする団体が、本来の目的のために使用する場合
- ・障がい者スポーツ大会や社会福祉協議会行事など
- ・きよねスポーツくらぶに加入している団体が使用する場合（清音地域の施設に限る）
- ・小・中学生のスポーツ競技力の向上・社会教育の促進等を目的として使用する場合

- ③ 提出された「学校施設使用願」「減免申請書」は、教育委員会で可否を決定して、許可及び減免する場合には使用責任者に総社市教育委員会の公印が押された「学校施設使用願」「減免申請書」を直接送付致します。**必ずしも許可及び減免ができるとは限りませんので、ご了承ください。**また、許可及び減免ができない場合や、不明な点等があった場合には問い合わせをする場合がありますので、**連絡先には、日中でも連絡がつく確実な連絡先**を記入して下さい。

- ④ 使用料が必要な場合は、使用許可書と一緒に納額通知書も送付致します。**使用前までに**中国銀行、トマト銀行、吉備信用金庫、百十四銀行などで納付してください。（郵便局やコンビニエンスストアでは納付できません。）

- ⑤ 使用場所によって、鍵等が必要な場合は、校・園と相談の上、指定された期日に借用・返却してください。

- ⑥ 1時間あたりの使用料は、次のとおりです。（単位：円/時間）

幼稚園	学校			
遊戯室 保育室	教室	屋内運動場	屋内運動場2階ギャラリー 格技場	運動場照明施設
110	110	320（半面160）	160	210

※照明設備のない運動場（**照明を使わない場合**）、園庭、駐車場、廊下・ワークスペース等は無料です。

※令和8年1月5日現在の使用料です。使用料は随時変更となることがあります。

- ⑦ 使用料は前納とします。**納付済みの使用料は還付しませんのでご注意ください。**但し、教育委員会が還付の事由があると認めるときは、この限りではありません。

- ⑧ **使用料納付前の使用許可の取り下げについては、教育委員会、学校・園に備えてある使用願取下書に記入の上、交付されている使用許可書と一緒に使用日の前日（休日の場合はその前日）までに使用する学校・園へ提出してください。****※使用許可を受けた後は、許可日時の変更、一部取り下げはできませんので、使用願取下書と新たな学校施設使用願の提出が必要となります。**

## 6 使用上の留意事項について

原則として、次のことを守って、大切に使用してください。

- ① 許可された使用時間を守りましょう。片付けや掃除の時間も含まれます。**※使用可能時間は21時までです。この時間までに完全撤収をお願いします。（他の利用者の方に周知をお願いします。）**
- ② 施設や設備を大切に扱ってください。「来たときよりも美しく」を原則に使用してください。
- ③ 近隣の方の迷惑にならないように使用してください。
- ④ 許可施設以外への**駐停車**はご遠慮ください。
- ⑤ もし、施設等を破損した場合は、早急に教育委員会へ届け出てください。
- ⑥ 事故が起きた場合、教育委員会が特別な事由があると認める場合を除き、教育委員会では、責任を負いません。
- ⑦ 使用終了後、戸締りや電気の消し忘れがないように、もう一度よく確認をしてください。体育館などのドアの鍵のかけ忘れやトイレや倉庫などの気が付きにくいところの電気の消し忘れに注意してください。
- ⑧ それぞれの施設での使用上の注意がある場合は、その注意に従ってください。

**上記のことを守れなかった場合、使用許可の取り消しをする可能性があります。**

ご不明な点がございましたら、下記へご連絡ください。  
・遊戯室、保育室、教室、その他敷地について  
教育総務課（TEL：0866-92-8353）  
・屋内運動場、格技場、運動場について  
スポーツ振興課（TEL:0866-92-8367）